

兵庫県告示第129号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 起業者の名称
社会福祉法人のぞみ
- 2 事業の種類
社会福祉法人のぞみ介護福祉施設整備事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県川西市小花二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

社会福祉法人のぞみ介護福祉施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、川西市の第6期介護保険事業計画に基づき、社会福祉法人が用地を取得し施設の整備を行うものであり、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件起業者は、平成7年に設立され平成8年に開設された「特別養護老人ホーム古江台」を始め、複数の施設を長年に渡り運営している社会福祉法人であり、本件事業に必要な財源措置を講じるとともに必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

起業者は、川西市の「川西市高齢者保健福祉計画第6期介護保険事業計画」に基づく「川西市地域密着型サービス事業者公募」に本件事業計画を応募し、川西市によって選定された事業者であり、本件事業は、高齢者が要介護状態になっても、引き続き住み慣れた地域の中で生活していくためのサービスを提供する施設を整備するものである。

本件事業が完成することにより、高齢者介護施設の不足した川西市域での入所待機解消及び居宅での生活及び介護を受けることが困難な要介護者に対する介護サービスの充実に大きく寄与するものであり、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業ではないが、起業者が任意に調査したところ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されなかった。さらに、埋蔵文化財包蔵地も存在しない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、3種類の施設を併設した複合施設の建設に必要な用地を確保するため、(1)社会的条件:①交通条件/入居者や利用者、利用者の家族の施設利用が容易な場所であること、②環境条件/騒音等が少なく、利用者が安心して利用できること、技術的条件:土地が平坦で、敷地造成が容易であり、合理的な施設の配置ができること、工事施工に際して、地域住民に対する騒音、振動等の影響が少ないこと、(3)経済的条件:初期経費(工事費、用地費及び備品購入費)が経済的に優れていること。以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

平成27年における川西市の人口高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は全国平均の26%を上回る30.1%である。一方で、介護施設数（後期高齢者人口1000人あたり）は9.3であり、全国平均である12.9を大きく下回っており要介護高齢者の福祉のため施設の整備が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、老人福祉法、社会福祉法、介護保険法及び高齢者住まい法並びに平成28年度川西市地域密着型施設公募要項に規定された施設基準に基づく施設規模により考慮された範囲であり、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

川西市役所長寿・介護保険課